

町のお財布 (一般会計と特別会計) について

政策推進課 財政係
(83) 1222

町では、日々のサービスを維持するためにいくつかの会計(お財布)を管理しています。この会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに分類されます。

『一般会計』と『特別会計』のイメージ

例えば、一軒に6人で暮らしている場合…

お父さん

お母さん

お兄ちゃん

妹

おじいちゃん

おばあちゃん

一般会計：家全体にかかる経費を親子世帯全員で負担するための会計(お財布)。

特別会計：親世帯の生活費を年金や親の給料でまかなうための会計(お財布)。

※本イラストは、生成AIを使って作成したものです

上のイメージ(イラスト)のように、**特別会計のお財布**は特定の人のみが利用するため、**一般会計のお財布**と分けて生活(運営)しています。**一般会計**は主に「税金」で運営し、特別会計は「利用料」により運営しています。

税金とは…

1人ではできないことを、みんなで助け合って実現するためのお金です。

例えば、道路や教育、福祉、ごみ処理など、みんなが安心して暮らせるまちづくりに使われています。

利用料(保険料・使用料など)とは…

それぞれの利益を受ける保険加入者や水道使用者が、そのサービスに対してそれぞれ必要な費用を、各自で負担するお金です。

●各会計の対象者(利用者)は？

会計	一般会計	主な特別会計				
		国民健康保険事業特別会計	介護保険事業特別会計	上水道事業会計	寄簡易水道事業会計	下水道事業会計
対象	全町民	国民健康保険加入者	介護保険加入者	松田地区水道使用者	寄地区水道使用者(湯の沢地区を除く)	下水道使用者

- Q 税金として徴収したお金は、特別会計でどこまで(何に)使っているの？

A 国の基準などにより会計ごとに決められたルールがあります。

そのため、「お金が足りないから税金を際限なく使う」ということはできません。

※例えば、水道事業(特別会計)で収支が不足する場合でも、安易に税金を使って一般会計から補てんすることはできません
- Q 特別会計ごとの利用料は何に使うの？

A 各会計にて、サービスを提供するために必要な経費(医療費や施設の維持管理費など)に使われます。

会計により対象者が異なるので、各会計の運営費用は、サービスの利益を受ける各自が公平に負担します。